

平成29年度 いじめ対策審議会（議事概要）

1 日 時 平成29年11月29日（水）10:00～11:30

2 場 所 兵庫県民会館 7階 鶴

3 出席者 (1) 委員 7名
(2) 県教育委員会、知事部局 14名

4 報告及び協議

- (1) 兵庫県におけるいじめの状況について
- (2) いじめ防止の取組について

5 発言内容

- (1) 兵庫県におけるいじめの状況について

【委員】

いじめ発見のきっかけの項目について、国の調査結果ではアンケート調査による発見が50%を超えている。兵庫県は22.4%である。他のルートで発見しているということだと思うが、アンケート調査からの発見率が低いということについて何かわかっているところがあれば伺いたい。

【事務局】

アンケートの調査方法による発見率の違いがあると考えます。記名でやるか無記名でやるか、また、いじめに対する調査として構えて実施する学校もあれば、生活調査の中に「学校の中で困ったことや嫌なことがありますか」という質問を入れる学校もある。各学校の実態に応じてアンケート調査に対する工夫が必要であることを呼びかけているところである。

【委員】

資料6ページにある「重大事態」の発生件数は、兵庫県は公立だけか。国公立の発生件数はわかるのか。全国は国公立であるが、兵庫県は公立だけの数字となっており、単純に比較ができない。

【事務局】

国立の学校は、直接国に報告するので、県では把握できていない。

【事務局】

平成28年度、県内私立学校では重大事態の報告はなかった。

【委員】

資料4ページの5「いじめる児童生徒への特別な対応」の項目⑫にある「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」について、具体的にはどのような指導をしているのか。

【事務局】

まず本人の行為について、児童生徒自身に理解させ、その保護者に対しても被害児童生徒やその保護者の気持ちについて考えてもらう機会を持つ。その上で、謝罪も含め、保護者として、また本人としてどうするか考えてもらっている。

【委員】

具体的な謝罪の場を学校で設けることはあるのか。

【事務局】

学校側から強制的に具体的な指示することはない。ただ、過去の事例を示すことはある。

【委員】

資料1 ページの「ひょうごっ子悩み相談」の相談件数だが、27年度と28年度を比べると、いじめも不登校も減少している。県はどう分析しているか。冒頭の挨拶にあったSNSの問題とも絡むと推測するが、いかがか。

【事務局】

「ひょうごっ子悩み相談」へは、子どもよりも保護者や周りの人が多く相談している状況である。子どもは、いじめや不登校の原因を学校の先生やスクールカウンセラーに相談することが多いために、相談窓口への相談件数が減少していると推測している。

【委員】

いじめの実態はほとんど変化していないが、不登校は増加していると認識している。にもかかわらず、ここで示された相談件数が、保護者であれ、児童生徒が直接相談しているのであれ、減っている事態をどう捉えるかが大きな課題であると思う。できる限り相談窓口は多様に開き、この電話相談だけでなく、多様な相談機関が有効に機能していればいいと考える。このような相談機関は比較的敷居も低く、24時間受け付けており、方策が多様であるため、これまで対応できていたが、最近限界が見えてきたからこそ、SNSを介してもう少しスムーズに悩み相談につながるケースや他の相談機関へつながるケースも必要である。最初の相談の入り口の部分の機能が少し弱まってきているのではないかと感じており、相談しやすい窓口としてSNSなどが出てきていると考える。

【事務局】

以前は、学校に相談しても解決しないために相談窓口連絡したケースもあったが、最近では、学校でのいじめ対応が進み、窓口で相談することなく解決したケースも出てきている。学校で何度も話し合ったが、解決に至らず相談しているのか、学校の先生に相談しにくいから、第三者の窓口で相談しているのかなど、相談者の属性により違うと考えるので、さらに分析する必要がある。

【委員】

いじめは、先ほどの説明でよく理解できたが、不登校の場合は、やはり学校との信頼関係を築きにくいケースが多いのではないかと。それならば、やはり不登校の比率が

上がれば、それだけ相談機関へのニーズも上がるのではないかと思う。

【事務局】

「ひょうごっ子悩み相談」は県の相談窓口である。不登校の場合は、小中学生が多い傾向があり、市町が設置している相談窓口の相談件数は、神戸市を除いて全部で1万5千から1万6千件ぐらいあることから、まず県より市町の窓口で相談している現状があるのではないかと思う。

【委員】

いずれにしても、相談窓口の多様な開き方と敷居を低くすることが一番大事である。

(2) いじめ防止の取組について

【委員】

資料14ページのスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の資格要件で、一般的には社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者であると思うが、条件にある「又は、福祉・教育分野において専門的な知識・技術を有する者」に当てはまるのは具体的にどのような方か。

【事務局】

学校の生徒指導担当等として、以前から福祉事務所などいろんな関係機関と連携して活動をされた経験を持つ退職教員や、福祉部局で働いた経験があり、専門的な知識をお持ちの方などである。そのような方々は、資格はなくても、経験があるということで依頼する場合がある。

【委員】

資料14ページの情報モラル教育推進事業で、高校新1年生の全保護者にリーフレットを配布しているということだが、現在では小学校低学年から多くの児童がスマートフォンを持っている。小学校入学前の保護者への啓発、遅くとも小学校中学年までに啓発していくべきではないか。高校1年生で全保護者に配るのは少し遅いと感じる。小中学校に対する啓発状況について教えていただきたい。

【事務局】

青少年課が、小中学校に対して、生徒会やPTAを中心に、各学校の自主的なルールづくりを進めるために、一定程度の補助金を出すなどの取組を行っている。また、小学校では、PTAが、最近の子どもを取り巻く環境について自主的な勉強会を開催するなど活発に実施している。現在、県では、保護者全員に対して、リーフレット等による直接の周知は実施していないが、スマホの所有年齢が低下しており、小学校4、5年生が「見守り携帯」から「スマホ」に変わっている実態については把握している。

【事務局】

このリーフレット作成時に、「県教委」の印刷箇所を「市町教委」に変更して配布することを認めて配布を依頼したが、市町教委から使用の申し出がなかったことから、市町教委で独自に作成しており、類似したものが別に届いても混乱すると思われる。県のリーフレット改訂の際に、その都度使用を促すようにしたい。

【委員】

P T Aが、総務省、文科省、経産省、内閣府、警察庁等と一体となり実施している「春の一斉行動（春のあんしんネット・新学期一斉行動）」への協力依頼が、12月から1月に全保護者に対し、教育委員会を通じて配布される。この中に、フィルタリング、いじめ、情報モラルのことなどを項目別に記載している。また、小学校段階の啓発では遅いと認識しており、低年齢層、特に幼児への対応をどう保護者に発信すればよいかについては、幼・保のP T Aと連携しても全部網羅できないので、社会教育施設など様々な施設を通じて発信しなければ浸透しないと感じている。

【事務局】

先ほどのインターネットのルールづくりに関して、県では、携帯電話を契約する際に、青少年の場合は原則フィルタリングを利用することとしており、青少年が使う携帯電話を契約する際に、保護者に対して、インターネット上の危険性や、先ほどのいじめの問題、個人情報漏らさないという点も含め、契約段階で携帯電話事業者から説明している。携帯電話事業者もフィルタリングの啓発について別途ポスターなどを作っている。まず入り口部分で、フィルタリングの情報を必ず紙ベースで保護者へ伝えるという仕組みはできている。

【委員】

S S Wは福祉の専門家が多いため、学校にとっては有効である側面があるが、S S Wがとりわけ学校文化について十分理解ができておらず、その点が活用への大きな障壁となると思う。S S W が十分に動いていない学校もあると聞いている。実際、私はS S Wの研修事業を担当しており、その際、S S Wに学校組織文化について十分に理解していただく研修を行っている。学校は教育機関であり、他の社会とは様々に違った側面、普通の組織とは異なった文化風土を持っている。S S Wの配置を進めるにあたり、県は新配置のS S Wに対して、十分説明していただきたい。それがS S Wの実効性を高めるという点でも必要である。

【事務局】

御指摘の課題については、県主催のS S W対象の研修会や、学校支援チームが集まり、S S Wが携わった事例などの研究会を行っている。その際には、市町のS S Wにも参加の案内を出している。

また、学校支援チームのS S Wの資質向上も必要であり、専門的知識のある大学教員をスーパーバイザーとした研修会を開催し、各教育事務所のS S Wの資質や能力の向上も図っている。市町からS S Wの要請があった時、学校支援チームが終始学校に入っており、教育事務所のS S Wと連携できるよう取り組んでいる。

【委員】

S S Wを入れることで、学校文化の硬直的な部分といった学校が気づかない箇所を外からの意見等で変えられるという側面がある。そうして学校がバランスを取っていくことは大切である。ただし、S S Wは派遣された学校長の意向により、次年度の契約更新や配置が決まると聞いており、自由に学校に対して発言できる雰囲気ではないという問題点もあると聞いている。やはりバランスが大切なので、学校もS S Wが教育機関や学校施設になぜ配置されているかという点を教員間で十分に理解した上で、

協働していくことが大切であると考えている。

【委員】

今回の「いじめ対応マニュアル」の改訂にて、失敗事例を掲載した点は、行政としては英断である。これまでの成功事例で汲み取ることもあるが、今現場で一番必要なのはこの失敗事例である。事案の対応は人が行うので、いろんな過失や認識違い、誤解、偏見、思い込み、軽視、怠慢と言われるものまで含んでいる。大抵の場合、重大事案は、第2種のリスクから起こる。第1種のリスクは予測可能で、マニュアルに記載されているが、人間社会においては、マニュアル通りに行かないところが必ず出てくる。それが重大事案に結びつく。それをいかにして、第1種の、つまり予測可能なリスクまで引き上げていくかが重要である。

その点において、マニュアル改訂にそれを事例として入れたのは、非常に重要である。学校現場に、マニュアルを読むようにと伝えるだけではなく、いじめへの対応とリスクマネジメントについて十分に伝えていただき、学校において問題に対応する体制をつくるのが、重大事案を未然に防ぐために非常に大事なことである。メディアは大抵第2種のリスクに着目する。それに対して、学校がどう対応するかという姿勢が非常に重要になってくる。

それから、もう一つ、いじめ防止対策推進法の考え方に沿って、大抵「いじめは人として決して許されない行為です」と記載がある。それはどういう内容を具体的に伴っているか。なぜ許されないのか。

【事務局】

いじめは、人権をないがしろにしている行為であるということで、「決して許されない行為である」と表している。

【委員】

このことは、「いじめ防止対策推進法」の制定目的の中に明確に示されている。これは大津市の事案が契機となり、心身に重大な被害が及ぶ場合、生命にまで及んでいく、あるいは成長の発達によくないということに鑑みて、児童等の尊厳を保持するため、様々な防止対策を行うとしている。この3つの論理構成である。

大抵、その最初の「鑑みて」の内容が人権にかかわるのであろう、あるいは「成長に」という点で、防止対策をやるのではないかと考えておられ、中飛ばしである。その点は、明確に法律に書いてあり、児童等の尊厳を保持するため、あるいは、それを損なうという行為であり、人として決して許されない、つまり、人間性あるいは存在の否定であることを意識して十分に伝えていただきたい。それを無くすのがいじめ防止の大きな目標である。これは、至上命題と考えており、そこに到達するために、様々な手だてを打っていく必要がある。だからこそいじめを手がかりにしながら、目的は児童等の尊厳を保持していくことである。明文化してあるので、今後何か取り組まれる場合には、法律に書いてある情報なので、問題ないと考えられるし、むしろその点を強調していただきたい。

だからこそ、教師として、あるいは人間として、真剣に取り組んでいかなければならない問題であると考えることが必要である。被害が起こるからやらなければいけないとか、法律で決まっているからやらなければいけないとか、こういう受け身的、消極的な義務感情では、先生方が積極的に前向きに取り組むという意欲が湧きにくい。やはり、その関心や意欲を湧かしていただかないとどんなにいいプログラムでもその効

果は発揮されない。長年、人権の取組の歴史をもっている兵庫県なので、その点はうまく結びつけながらやってきている。だからこそ、先ほど説明があった外国籍や帰国子女など外国につながる子ども達、あるいは発達障害を含む障害のある子ども達、あるいはLGBTなどの問題がかなり加えられている。人権教育としても十分に取り組むことが大事である。

【委員】

先ほどの一番大事な関心や意欲について、学校現場は、いじめ防止に関して、マニュアル等を活用して取り組もうとしている。10月の校長会で、高校教育課よりマニュアルを改訂し、近々学校へ配布するので、各学校で活用して欲しいと依頼があった。本校では、会議の後少し時間をとり、実際に先生方の手元にマニュアルを準備し、各ポイントを説明した。今後は、年内に事例研究を中心として、教員にとって「ハッ」とするところを重点的に取り上げ研修する予定である。また、チェックリストの活用などを通して、これまでの取組を振りかえり、教員の自覚を意識して変えていきたい。自分自身見直していくのも教員の学びとして大切であり、研修を重ねていこうと考えている。

【委員】

「いじめの解消」については、基本方針の改定の際に十分検討している。国の調査統計でも、従来「一定の解消が図られたが、引き続き見守っている」とあったが、それを省き、一括して「解消」に入れたので、いじめの解消の要件として別に注釈を付けている。解消したように見える事案の中にも随分再発事例がある。だから、この「問題行動等調査」の改訂と合わせて、「解消した」と「一定の解消は図られたが継続して見守る」を一本化した趣旨を十分に御理解いただきたい。

本来の「解消」というのは、「救済」と「回復」という2つのプロセスを含んでいる。「救済」とは、まさに基本方針の改定で示されたように、3カ月間という一定の目途を置く。しかも、そこは「解消」ではなく、審議会にて改定案をつくる際にも意見が出たが、モニター期間の一定の区切りだと考えていただきたい。「回復」には、その後の加害者の行動変容や意識変容も含む。あるいは、被害者や加害者、周りの子ども達も含め、学級自体の人間関係もやはり修復していかなければならない。あるいは、その教室の状態を安全、安心の場にしていかなければならない。その修復が必要である。あるいは、被害者の心の修復については随分長くかかるケースもある。30代ぐらいまで引きずる場合もあり、私はそれを回復過程と呼んでいる。その回復過程全てを終わった後で「解消」ということにすると、解消率はゼロになってしまう。そうではなく、やはり一定の段階を目途にして、そこから「救済」されたことをもって「解消」となる。「解消」していても、今までの「一定の解消」と大きく捉え、その後の見守りを続けることが大切である。基本的な解消率の考え方について、研修の場や様々な集まりの場などで理解を深めるようにしていただきたい。

そうすると、この解消率というのは一気に数字が上がる。今までの「一定の解消が図られたが、継続している」というのもすべて含まれるので、当然この数字は100%に近づくと考えられる。そのことで全て解消したと考えがちだが、同じ子がいじめられることは多くある。実際、そのような状況があるので、それで終わりというわけではなく、いじめは見守り、フォローアップが大切であると考え、そのフォローアップも学年にまたがる人が多いので、教員間での引き継ぎを十分に行っていただきたい。現場は忙しいので、もう解消したから引き継ぎがなくてもよいと考えがちになるので、十

分に御留意いただきたい。

【委員】

青少年愛護条例の県民への浸透度合いが低いので、保護者に条例の趣旨が十分に伝わらないことと、現在携帯ショップを通さずに、子ども達がスマホ等を操作できる環境にあるということに対して、県として新たな対応をお願いしたい。

また、資料6ページの11「地方いじめ防止基本方針」の策定や、12「いじめ問題対策連絡協議会」の設置などは、法で定められている対応である。12については、平成25年に7自治体が検討中となっていた。現在6自治体が未設置だが、設置するかについて検討しているのか、あるいは、設置に向けて検討しているのかとでは大きな違いがある。「重大事態」への対応を見てみると、社会全体で取り組むということが自治体の中で行われていないことが対応のまずさを生み出しているのではないかと感じる。市町判断の対応ではあるが、県全体の取組を浸透させる方法を考えなければいけない。個別に見ると不十分であると感じる。県として、どこでも同じ対応であることを目指すべきではないか。社会全体で取り組む姿勢を示して欲しい。

【事務局】

御意見を真摯に受けとめ、まず全体でいじめ問題に取り組むことを県から浸透させ、各市町・学校に浸透させていく取組も必要であると考えている。スピーディーに問題を解決できるような取組、また、相談窓口の敷居を低くするという御指摘もいただいた。様々な機関から情報を得てスピーディーに関係機関と連携しながら解決できる方法も今後研究していかなければならない。また、市町教委と一緒に考えていく必要がある。機会ごとに学校現場等に対して市町教委を通じ、今回の課題を伝え、推進していく。

【委員】

現在、ネット対策あるいはフィルタリングに関していろいろと取り組んでいただいているが、例えばゲーム機のソフトでかなり残虐なゲームがある。そのソフトの攻撃性などは、想像をはるかにしのぐものがある。また、そのような映像を簡単にスマホから子ども達が見ることができる。以前、青少年愛護条例を策定する過程で、自販機問題などについて業界・団体を巻き込み対応した経緯がある。現在のゲームソフトなども、実態がよく分からないので、どの程度の内容が含まれるのかなどを担当課として、どう認識しているか。

【事務局】

ゲームに関しては、子ども達自身がインターネット接続するのは携帯電話だけでなく、ゲーム機自体もネットにつながることができるということで、青少年を保護する観点から、ゲーム機等は子ども達が使うことを前提として、一定の年齢で使用可能となる規制をかける仕組みを事業者で開発されていたり、遊べる対象の推奨年齢の表示欄に、成人映画と同様に、「成人向けソフト」という表示をすることで対応していただいている。例えば、店頭での販売では、販売するコーナーを成人向けであると明確に区分して販売してもらう等の取組を行っており、現場も回り確認をしている。良好な環境を保つ取組を進めていきたい。

【委員】

この点はP T Aにもお願いしたいところだが、対象年齢などに関する文書には大抵保

護者が絡んでいる。単に情報モラルというだけではなく、子ども達が簡単にネットにつないで導入する際には、しっかりと見守っていただく。内容についても十分に確認して料金を支払っていただくように御検討いただきたい。

【委員】

ゲームに関しては、課金が大きな問題になっていたが、国、総務省をはじめ、関係機関とともに、PTA全体で意見を申し上げ、対応していただいた経緯がある。今は、ゲーム以外のフリーマーケットなどのサイトで、出会い系サイトにつながるものがあり、その対応と自主規制について、企業か説明をしていただいた。取組に対しては、常にアンテナを張って対応している。子ども達の情報モラルをどう高めていくかという点は、できれば保護者と協力して学校教育の中うまく入り込んで実施できないかと考えている。特に、フリーマーケットのサイトなどは、名前と生年月日を登録するので、子ども達に大きな売買ができなくなるよう規制をしてもらったので、今後は少し安心かと思っている。

【委員】

PTAも取組を進めているので、行政としても関係する組織・団体等と連携して引き続き支援をお願いしたい。